ドイツ企業情報開示の 拡張と公的検査の状況

内 藤 文 雄

1. はじめに

上場会社の透明性を確保する重要性は、従前から認識されていたが、近時の状況ではこの重要性に対する認識が一段と高まり、企業情報開示が拡張され透明性が確保されている。これを促進する要因の一つは、ESG 投資に代表される利害関係者、特に投資者の意思決定方針の変化であろう。かかる変化は、地球温暖化による気候変動が実感をもって理解され、また、働き方改革やハラスメント対応を含め、従業員の人権や処遇の大切さ、ダイバーシティーを国としても認め、諸施策が実施され、さらには、コーポレート・ガバナンスが欠如していると言わざるをえない事件が著名な企業で頻発しているなどの影響を受けているものと考えられる。

要するに、利益情報だけでは企業情報開示としては不十分であり、利益情報の重要性は変わらないとしても、それに加えて、ESGに関する情報を開示することを利害関係者、すなわち社会が求めていると言えるのである。つまり、ESGの各要素を十分に考慮し、それへの対応を行ったうえでの利益であるのかどうかという視点であり、その透明化が求められている。

この点で、鍵となるのは、上場会社とそれ以外という従来の考え方ではなく、PIE (Public Interest Entities。社会的影響度の高い事業体) に該当する

企業であるか、そうでないかという区別である。これは、投資者だけの利害を保護するという考え方が、ESGの視点により、社会一般の利害関係者すべての利害を保護するという考え方に変化している点であり、看過できない。他方、企業情報開示を拡張することは、上記の通り、利害関係者の意思決定にとり目的適合的であるが、当該情報の信頼性の確保はどのようにして担保されるのであろうか。また、拡張された企業情報の信頼性もさることながら、利益情報の信頼性も揺るがす事態が生じている。利益情報の信頼性は、財務諸表監査によって長年確保され、エンロン事件を契機にさらに強化された開示制度にもかかわらず、わが国のみならず、諸外国でも大規模な会計不正が明るみに出ている。

エンロン事件後、EUにおいて、規則や指令により、財務情報や非財務情報の開示や財務情報の監査をめぐって新たな対応がとられたが、これらに共通する点を一言で表すなら、「開示制度への直接的な公的規制の出現」である。上場会社の財務情報や非財務情報の一部に対して財務諸表の監査人がその信頼性を監査し、その結果を表明することに変わりがないが、財務情報等に重要な虚偽表示が事後的に発覚した場合、会計不正の有無を公的な機関が直接に調査するとともに、担当した監査人の監査に何らかの不備や任務懈怠がなかったかどうかについても直接に調査し、問題事例については一定の措置が取られる仕組みが整備され、実際に運用されている。

本稿では、企業情報開示の拡張に積極的なドイツを例に以下の諸点を明らかにすることをねらう。

- ① 企業情報開示の拡張の内容
- ② 企業情報開示に対する監査人等による監査と公的機関による検査の状況
- ③ 財務情報等に対する公的機関の直接的な検査
- ④ 公的機関の検査結果の公表

||. 企業情報開示の拡張の内容

ドイツにおける企業情報の外部報告は、商法典等の法律に基づいている。 周知のとおり、EU 加盟国は、企業の透明性を改善するための EU 規則や EU 指令にしたがい、必要に応じて国内法を改正し、ディスクロージャー制度を 拡充させてきた。

「図表 1」は、2017年時点での外部報告の法定内容とその後の企業情報の拡張の状況を整理したものである。

図表から容易に理解できるのは、2017年時点での現状でも非財務情報が豊富であるということである。「状況報告書」をわが国と比較すれば、有価証券報告書における財務情報以外の部分、あるいは、会社法が求める事業報告に相当する。「状況報告書」における「コンツェルンの基礎構成」は企業の概況に相当し、「経済報告」は事業の状況に相当する。また、「企業経営に関する説明」では、経営の基本方針や経営戦略、中期経営計画、ビジネスモデルなどが記載されている。これらの点では、わが国との差異は認められない。異なるのは、「予測、チャンスおよびリスク報告」の記載内容の差である。予測やチャンスに関する記載が豊富であることや、リスクに関しても情報量が多く、かつ、リスクの蓋然性や将来の損失額の予測までもが記載されている。

「状況報告書」において2018年以降に新たに追加開示することが規定された3種類の企業情報は、わが国では法定化されていない。CSR報告は、わが国では任意開示であるが、ドイツではその開示が法定された。これにより、平均従業員数が500人を超える大規模なPIEに相当する会社は、環境、社会

⁽¹⁾ 詳細は、内藤文雄(2015)を参照されたい。

⁽²⁾ CSR-Richtlinie-Umsetzungsgesetz (2014/95/EU. 2014年12月6日施行). 2016年12月31日以降の会計年度で初めて作成される。

「図表 1] ドイツにおける外部報告の現状と拡張

	決算書	状況報告書	個別報告書		
現状(2017年時点)	貸借対照表	コンツェルンの基礎構成	法定代理人の保証書		
	損益計算書・包括利益計算書	経済報告	支払報告書		
	付属明細書 (Anhang)	予測、チャンスおよびリスク報告	監査役会報告書		
	キャッシュ・フロー計算書	金融商品の利用に関するリスク報 告			
	自己資本明細書(Eigenkapi- talspigel)	会計プロセスにかかる内部統制シ ステムおよびリスク管理システム			
	セグメント報告書	営業譲受関連報告 (Übernahmerelevante Angabe)	営業譲受関連報告に関する耳 締役会報告		
		報酬報告			
		企業経営に関する説明	コーポレート・ガバナンス報 告書		
		従属報告に関する最終説明			
	1年未満の財務情報				
新規追加		CSR 報告	雇用機会均等および賃金同等 性に関する報告書		
		ダイバーシティー構想 (企業経営に関する補足説明)	紛争鉱物に関する報告書		
		報酬方針/報酬報告の変更(改訂 株主権利指針による)			

(出所) IDW (2018), "Übersicht 1 und 2", S. 6.

および従業員の問題に関する情報(人権の尊重,汚職や贈収賄への対応など)を含む非財務的な説明をもって,コンツェルン状況報告書を補完しなければならない。

また、大規模な上場企業や、その有価証券が組織化された市場で取引され、その株式が多国間取引システムを介して取引される大企業は、ダイバーシティーの構想に関する情報を企業経営の説明に追加しなければならない。このほか、雇用機会均等などに関する情報の開示も「状況報告書」の記載項目として求められるなど、「状況報告書」自体が「統合報告書」の性質を持つようになっている。

なお、「状況報告書」に記載すべき企業情報は、「個別報告書」の形態で開 示することも認められている。 これら以外に,「個別報告書」として, 法定されている企業情報も多様である。

「図表1」の法定企業情報は、すべての会社が開示しなければならないというわけではない。会社の規模や利害関係者の拡がりなどに応じて、開示すべき情報内容が異なっている。この点を整理したものが「図表2」である。

「図表2」の通り、会社の種別は次の4つに分類されている。

1. すべての商人(会社)

「図表 2] 会社種別による外部報告義務

	決算書	状況報告書	個別報告書
1. すべての商人 (会社)	貸借対照表 損益計算書・包括利益 計算書		
 資本会社と商法典26 4a条の会社(合名 会社と合資会社) ※1の外部報告に加えて 	付属明細書 (Anhang)	コンツェルンの基礎構成 経済報告 予測, チャンスおよびリス ク報告 金融商品の利用に関するリ スク報告	支払報告書
3. 資本市場指向または 国内発行(債券)の 会社	キャッシュ・フロー計 算書 ⁽¹⁾ 自己資本明細書 (Eigenkapitalspigel) ⁽¹⁾	会計プロセスにかかる内部 統制システムおよびリス ク管理システム	法定代理人の保証書 (財務諸表宣誓/状 況報告書宣誓) ⁽³⁾
※1と2の外部報告に 加えて	セグメント報告書 ⁽²⁾ 1年未満の財務情報 ⁽⁴⁾	1年未満の財務情報(4)	
4. 上場または資本市場 指向的な株式会社, 株式合資会社, 欧州 会社 (Societas Europaea)		営業譲受関連報告 ⁽⁵⁾ (Übernahmerelevante Angabe) 報酬報告 (上場の株式会社と欧州 会社のみ)	営業譲受関連報告に関 する取締役会報告 監査役会報告書
※1~3の外部報告に 加えて		企業経営に関する説明 ⁽⁷⁾ 従属報告に関する最終説明	コーポレート・ガバナ ンス報告書 ⁽⁶⁾

- (1) コンツェルン決算書の作成が義務付けられていない場合(IFRS では開示義務あり)
- (2) 任意(商法典または IFRS による。上場会社の場合は開示義務あり)
- (3) すべての国内発行者に関係する。例外は、株式を発行せず、10万ユーロ以上の額面の債券を発行する会社。
- (4) 国内発行者に関係する。例外は、有価証券取引法第2条第1項第2号に該当するか、または、同第2条第1項第1号または第2号による有価証券の取得の最低条件の権利に基づく債券を発行している場合、たとえば、半期報告書について認められる。
- (5) 議決権付株式を発行することにより、組織化された市場を利用している株式会社、株式合資会社または欧州会社。
- (6) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの推奨。
- (7) 女性比率に関する報告事項に関連して、他の法的形態にも関係する。
- (出所) IDW (2018), "Übersicht 3", S. 9.

会社の法形態 ・SE(欧州会社) ・株式会社 ・有限責任会社 ・支社* EU 域外の諸国に所在 その国で PIE その国で PIE EU 諸国に所在 でない に該当 CRR**金融機関 上場株式・社債の発行 /保険会社 PIE K 該当 規制市場(ESMAリス トに掲載された市場) で取引 PIE(2) に該当 取引所の相場表 に掲載(自由取 引市場でない *支社は原則として規制外 PIE としてノミ **CRR: Capital Requirements Regulation. 左記に該当しな ネートされた会社 2013年に金融機関の破綻防止目的で リストの会社*** PIE(1) EUに設定された資本要件規制 に該当 ***EU 加盟国の選択権を考慮 PIE K 該当

[図表 3] EU における PIE の判定

(出所) Hönsch (2016) の図解を参考にして筆者作成。

- 2. 資本会社と商法典264a 条の会社(合名会社・合資会社の有限責任の 人的会社)
- 3. 資本市場指向の会社または国内発行(債券)の会社
- 4. 上場または資本市場指向的な株式会社,株式合資会社,欧州会社(Societas Europaea)

以上のように、ドイツでは、企業情報の開示は、会社の種別によって異なっている。特に注目すべきは、「4. 上場または資本市場指向的な株式会社,株式合資会社,欧州会社」の PIE に相当する会社である。

PIE は本稿の冒頭に述べたように、社会にとってその存在がさまざまな利 害関係者の利害に影響する会社である。EU では、「図表 3 」のような判断 を経て、PIE に該当するかどうかが確定する。

「図表 3」をドイツに当てはめれば、PIE は、「PIE(1)」と「PIE(2)」で
(3)
ある。

- ・PIE(1): 商法典第264d 条の意味での資本市場指向会社。法規定は次の通りである。
 - 商法典第264d条:有価証券取引法第2条第11項の意味における組織化された市場に対し、その発行する有価証券取引法第2条第1項の意味における有価証券を上場しているもの、または組織化された市場における取引のために係る有価証券の許可を申請している資本会社は、資本市場を指向しているものとする。
 - 有価証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz: WpHG)第2条第11項:本法の意味での組織化された市場は、ドイツ、欧州連合の別の加盟国、または欧州経済地域に関する協定の別の署名者で運営または管理され、政府機関によって承認、規制、監視される多国間システムであり、当該システム内での取引が認められている金融商品の購入および販売について、非裁量的規定に従って、多数の人々の関心を金融商品の購入契約につながる方法で結びつける、またはそれを促進するシステムである。
 - 同 第2条第1項:本法の意味の範囲内の証券は、それらに対して文書が 発行されていなくても、金融市場で取引可能な支払手段を除く、あらゆ る種類の譲渡可能な証券であり、特に、次の証券である。
 - 1. 株式
 - 2. 株式に相当する限り、国内または外国の法人、パートナーシップ、およびその他の企業におけるその他の株式、ならびに株式を表す預託

⁽³⁾ たとえば、監査会社 BDO Deuschland の WEB では、PIE(1) は従来からの資本市場指向会社であり、追加されたのが PIE(2) の CRR 民間金融機関と保険会社であるとされている (Vgl. BDO Deuschland (2016))。

⁽⁴⁾ いわゆる自由取引市場 (Freiverkehr。たとえば、フランクフルト証券取引所のオープン市場) は含まれない (Vgl. WPK aktuell (2016))。

証書

- 3. 債券 (Schuldtitel)
- ・PIE(2):銀行法第2条第1項第1号と第2号に指定された機関を除く,銀行法第1条第3d項第1文の意味におけるCRR(資本要件規制)民間金融機関,および,EU委員会指令91/674/EEC(1991/12/19)の第2条第1項の意味における保険会社

なお、ドイツの PIE に相当する企業数は、約1.400社である。

以上のように、ドイツにおいては、会社の種別に応じて企業情報の外部報告として公表される情報が拡張している状況が確認され、特に PIE のそれが顕著である。

III. 企業情報開示に対する監査人等による監査と公的機関の検査の 状況

会社が開示する情報は信頼性が確保されていなければならない。企業情報の外部報告が拡張すればするほど、その必要性は高まる。従来、ドイツでは、年度決算書(コンツェルン決算書を含む)に対する経済監査士または経済監査会社による監査が法定されるとともに、状況報告書(コンツェルン状況報告書を含む)にも同様の監査が義務付けられてきた。いずれの場合も、監査人による意見表明形態は、積極的保証を与える監査意見であり、年度決算書の場合と状況報告書の場合とでは、監査意見の文言が異なるが、適正表示に関する意見表明である。つまり、非財務情報に対しても監査が義務づけられている点が特徴的である。

また、これとは別に、監査役会は年度決算書や状況報告書の監査を行わな

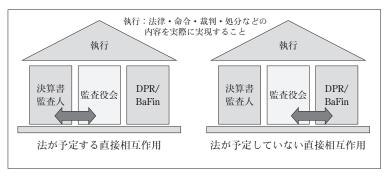
⁽⁵⁾ BaFin によれば、2016年度において1,596の金融機関が CRR 民間金融機関に該当している (Vgl. BaFin (2017))。ただし、このうち PIE の機関数は不明である。

⁽⁶⁾ WPK aktuell (2016).

ければならない。

これらに加えて、EU 指令を受けて、ドイツでは、ドイツ会計検査局(Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung: 以下、DPR)が2005年7月1日から資本市場指向企業(PIE に相当する企業)の会計(財務報告)を検査(執行)している。DPRの検査に協力しない会社やDPR検査の結果、会計上の誤謬が発見されてもこれを承諾しない会社に対しては、ドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: BaFin)が検査を行い、会計上の誤謬の有無を確定するとともに、確定された会計上の誤謬を連邦公告で公表している(後述)。

以上のように、会社の企業情報の外部報告については、3者がそれぞれの 役割のなかでその信頼性を監査または検査し、有用な情報を制度的に確保す る仕組みが取られている。3者それぞれは独立しているが、それらの間の情 報交換・共有も行われている(「図表4」参照)。



[図表 4] 財務報告の監査における監査役会の相互作用

(出所) DPR (2019), "Abb. 10", S. 19.

さて、それでは、会社の企業情報の外部報告に対する3者の監査または検査は、どのような状況にあるのだろうか。IDW(ドイツ経済監査士協会)によるポジションペーパーに詳細な整理が示されているので、以下、参照する。

「図表 5」によれば、3者による監査または検査の必要性が次のような3 段階で分類されている。

- ●薄いグレーで「++」表記:監査または検査の実施が法定され、3者の うち複数のチェックが行われる場合
- ●グレー表記:監査または検査が実施されるが、チェックされる内容が形式的であるか、あるいは、3者のうち複数のチェックは要求されていない場合
- ●濃いグレー:監査または検査の実施がほぼ要求されていない場合 この3段階でのチェックと会社の企業情報の外部報告との関係を整理した

ものが「図表 6」である。なお、本図表の記載のうち、「状況報告書の記載 事項(下記の個別報告がない場合)」に留意する必要がある。状況報告書に はさまざまな企業情報が記載されるが、状況報告書への記載ではなく、個別 の報告として公表することも可能であるからである。

本図表によれば、年度決算書などの財務情報以外の非財務情報についても、経済監査士・経済監査会社による監査および DPR による検査が実施されていることが最大の特徴と言える。状況報告書と報酬報告書、従属報告に関する最終説明に対する監査または検査が法的に要求されている。また、2018年以降に追加された CSR 報告やダイバーシティー構想、報酬方針等に関する情報に対して、監査または検査か、チェック内容を簡素化した監査または検査が実施される点も注目に値する。これらの企業情報は主観的な評価に基づく情報内容が多数であり、それに対して積極的な意見またはその基礎となるチェックの結果が外部の監査職業専門家または公的機関の DPR によって公表されることは、企業情報の外部報告の信頼性を確保するというディスクロージャー制度の強い信念の表れであり、その具体が先進事例として、今後の企業情報の信頼性の保証のあり方に影響をもたらすものと評価できる。

「図表 5] 外部報告情報に対する監査・検査の可能性分類

ケース	薄いグレーで「++」表記	グレー	濃いグレー
1. 監査役会 (AR)	株式法第171条による監査	DCGKによる取締役会と の議論	株式法第171条による監査 はない
2. 決算書監査人(AP)	商法典第317条による内容 的な監査	商法典第317条による有無 の監査	商法典第317条による監査 はない
3. DPR(ドイツ会計検査 局)	内容的な検査	有無の検査	検査なし
4. AP対DPR	AP と DPR とで同じ範囲	AP による監査, DPR は検 査しない	DPR による検査, AP は監 査しない
5. AP および DPR	AP および DPR による内容 的な監査・検査	AP または DPR による内容 的な監査・検査	AP または DPR による内容 的な監査・検査はない
6. AR, APおよびDPR	AR, AP および DPR によ る内容的な監査・検査	AR または AP または DPR による内容的な監査・検査	内容的な監査・検査はない

(出所) IDW (2018), "Übersicht 6", S. 17.

DCGK: ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード

「図表6] 外部報告情報に対する監査・検査の可能性分類

報告書の要素	1. AR	2. AP	3. DPR	4. AP対 DPR	5. AP お よび DPR	6. AR, AP および DPR
各決算書	++	++	++	++	++	++
状況報告書の記載事項(下記の個別報告 がない場合)	++	++	++	++	++	++
報酬報告書*	++	++	++	++	++	++
企業経営の説明書				++		
コーポレート・ガバナンス報告書				++		
従属報告に関する最終説明**	++	++	++	++	++	++
法定代理人の保証書				++		
営業譲受関連報告に関する取締役会報告				++		
監査役会報告書				++		
支払報告書			++			
1年未満の財務情報			++			
CSR 報告	++			++		
ダイバーシティー構想 (企業経営に関する補足説明)				++		
報酬方針/報酬報告の変更(改訂株主権 利指針による)	++			++		
雇用機会均等および賃金同等性に関する 報告書				++		
紛争鉱物に関する報告書				++		

^{*} DCGK の推奨事項が状況報告書における報酬に関する「自発的」情報につながる限り、これらのいわゆる非状況報告書情報は、監査人による状況報告書の鑑査に含める必要がある。ただし、会社がこれを状況報告書の典型的な情報と明確に区別している場合は、ドイツ商法第317条に基づく監査の必須部分ではない。IDW 盛査基準「年次監査に対するドイツのコーボレートガバナンスコードの影響」(IDW PS 345)(2017年7月10日)、No. 22 を参照。

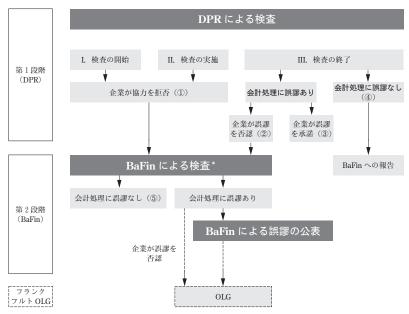
(出所) IDW (2018), "Übersicht 7", S. 18.

^{**}株式法第312条によると、従属会社の取締役会は、支配契約がない場合は、会社と従属会社との関係に関する報告書を作成する必要がある。当該報告書の最後に、取締役会は株式法第312条第3項に従って、いわゆる最終説明を行う必要がある。この説明は、株式法第312条第3項第3文に従って、状況報告書にも記載する必要がある。経営報告の一部として、従属報告の最終説明は、監査役会および監査人による監査の対象であり、DPRの監査の対象となる可能性もある。さらに、従属報告自体は、株式法第313条に従って監査人が、同第314条に従って監査役会がそれぞれその内容の監査を行う必要がある。

IV. 財務情報等に対する公的機関の直接的な検査

ドイツでは、2005年から財務報告等に対する執行は、2 段階で行われている。つまり、DPR による検査と BaFin による検査である。これらの検査の関係を図解したものが「図表 7」である。

DPR による検査は、①会計規定違反についての具体的な根拠がある場合、

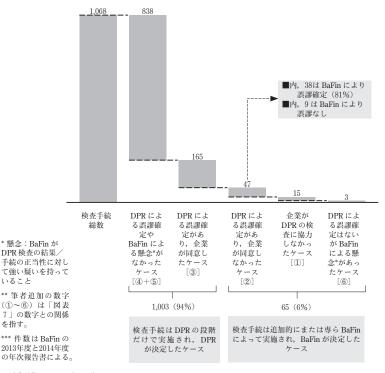


[図表 7] 会計処理に対する DPR と BaFin による 2 段階執行システム

- * BaFin は、DPRの検査結果またはその検査実施について強い懸念を持つ場合にも検査が行われる (⑥)。さらに、BaFin は、金融機関と保険会社の場合、独自の検査手続を実施できる。
- BaFin: Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht(ドイツ連邦金融監督庁)

DPR: Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung(ドイツ会計検査局) OLG: Oberlandesgericht(高等裁判所。連邦裁判所の下級裁判所)

- (出所) IDW (2016), "Abb. 3", S. 8. 筆者追加の数字 (①~⑥) は「図表 8」の数字との関係を示している。
- (7) DPRの法的根拠と執行制度の枠組みの詳細については、内藤文雄(2020)を 参照されたい。



[図表 8] 2段階執行の検査手続の結果(2005年から2014年)

(出所) IDW (2016), "Abb. 9", S. 18.

②BaFin からの検査要求がある場合、③特別な根拠のない場合(無作為抽出 検査法による検査)の各場合に実施される。かかる検査に協力しない会社は、 BaFin が直接に検査を行う。

また、DPRの検査の結果、会計処理に誤謬が発見され、当該誤謬を会社側が認めた場合は、BaFin を通じて、当該誤謬内容が公表される。これに対して、当該誤謬に対して会社側が否認した場合は、BaFin による調査が行われる。

BaFin による検査の結果、会計処理上の誤謬が確認され、会社側がこれに

同意した場合には、当該誤謬が公表される。これに対して、当該誤謬に会社 側が同意しない場合、高等裁判所で争うことになる。

なお、BaFin による検査は、以上のほか、DPRの検査内容や検査結果に強い懸念がある場合にも行われる。

かかる 2 段階での執行状況について、DPR が設置された2005年から2014年までの検査の状況を示したものが「図表 8」である。「図表 7」と「図表 8」との関係を示すために①から⑥の数字を追記している。

V. 公的機関の検査結果の公表

他方、BaFin は、確定した会計処理の誤謬について、会社名とともに誤謬 (8) 内容の概要を連邦公告において公表している。

連邦公告の WEB サイトでの検索(2020/8/11)によれば、2006/2/3 公表から2020/7/14公表まで、288件が「会計/財務報告」(Rechnungslegung/Finanzberichte)範疇の「誤謬公告」(Fehlerbekanntmachungen)として掲載されている。

288件の年度別の公告件数は、「図表9」の通りである。

「図表 8」によれば、2005-2014年の検査総数1,068件に対し、誤謬件数は、165+38+15+3=221件(誤謬率20.7%)であるが、「図表 9」の2006-2014の誤謬公告件数の合計は210件である。両者の差が裁判所での係争につながった件数なのか、それとも他の要因によるものなのかは不明である。

年度決算書等の財務報告を義務付けられている会社のうち、PIE に相当する会社の財務報告を検査した結果、少なからず会計処理の誤謬が明らかとな

⁽⁸⁾ 連邦公告の検索サイト: https://www.bundesanzeiger.de/ebanzwww/wexsservlet.

⁽⁹⁾ 内藤文雄(2020) では、2005年7月から2019年12月までの期間で37件と記載しているが、これらは、(i) 年次財務報告に対する誤謬公告(20件)、(ii) 証券取引法第37q条第2項第1文による誤謬公告(16件)、(iii) 指摘(1件)であり、今回の網羅的な検索とは異なっている。

21.9%

78.1%

公告件数 内,BaFin 検査 内, DPR 検査

割合

[図表 9] 公的機関による会計処理の誤謬公告件数(年度別推移)

り、誤謬の確定した会社名が公表されている事実は重い。これとは異なり、 APAS(決算書監査人監督局)やWPK(経済監査士会議所)による決算書監 査上の問題事例に対する検査や調査の結果、何らかの監査実施上の問題が確 定したケースが公表されるが、経済監査士または経済監査会社の名称は伏さ れての公表であるのと対照的である。財務報告に対する会社側の責任の重さ が顕在化しているものと言える。

会計/財務報告に関する誤謬公告の内容の詳細さはどうであろうか。2020年に公表されている直近 5 事例(内,BaFin の検査によるもの 1 件)について,その内容を紹介する。

[事例] 連邦公告に公表された会計処理の誤謬の確定内容

1st RED 株式会社 ハンブルグ

有価証券取引法第109条第2項第1文による公示

BaFin は、1st RED 株式会社の2016年12月31日決算日の年度決算書に以下の誤謬があることを確定した。

金額21,303千 € の貸借対照表項目「関連会社に対する債権」のうち、債務者が Garbe Holding 有限合資会社(GmbH & Co. KG)である、簿価が2,789千 € の債権は、帳簿記録から明確でない。これは、貸借対照表に表示される公正価値として確定されたであろう。

これは、商法典第238条第1項第1文および第2文による簿記の追跡可能性および検証可能性の原則に違反する。その理由は、商法典第253条第4項第2文に従って公正価値が確定されるように、帳簿記録書類から追跡可能でも検証可能でもないことである。

筆者注:商法典第253条第4項第2文「取引所価格又は市場価格を測定できず,かつ,購入費用又は製造費用が決算日において当該資産に付すべき価値を超過している場合には,当該価値まで減額しなければならない。」

2020/7/14公示

MBB 欧州会社 ベルリン

有価証券取引法第109条第2項第1文による公示

DPR は、MBB 欧州会社の2017年12月31日決算日のコンツェルン決算書に以下の誤謬があることを確定した。

MBB 欧州会社の2017年度のコンツェルン損益計算書において、金額約29.5百万 ϵ のコンツェルン税引前利益は、過大に計上されている。なぜなら、子会社である Aumann 株式会社の株式公開の過程で、IFRS 10.23 の適用範囲における過半数の株式保有削減に関連するコストは費用として認識されておらず、また、これだけでなく、取引コスト (IAS 39.9) として株式資本から直接に控除されているからである。約28百万 ϵ は、基本的に、損益に影響させることなしに計上するとする IAS 32.35 および IAS 32.37 の要件に適合しない、経営者および従業員に対する報酬であり問題である。IAS 32.35 および IAS 32.38 に依拠すれば、金額約1.5百万 ϵ の追加費用は、すでに発行された株式の上場に起因していた。

2020/3/31公示

Aumann 株式会社 ビーレン

2017年12月1日から2017年12月31日までの年次財務報告に対する 有価証券取引法第109条第2項第1文による公示

ビーレン、2020/3/26

DPRは、Aumann 株式会社の2017年12月31日決算日のコンツェルン決算書および要約された状況報告書に以下の誤謬があることを確定した。

- 1. Aumann 株式会社の2017年度のコンツェルン損益計算書では、金額約13百万 ϵ のコンツェルン税引前利益は、過大に計上されている。なぜなら、2017年 3 月の株式公開の過程で、コストが費用として認識されておらず、また、これだけでなく、取引コスト(IAS 39.9)として株式資本から直接に控除されているからである。約12.5百万 ϵ は、基本的に、損益に影響させることなしに計上するとする IAS 32.35 および IAS 32.37 の要件に適合しない、経営者および従業員に対する報酬であり問題である。 IAS 32.35 および IAS 32.38 に依拠すれば、金額約0.5百万 ϵ の追加費用は、すでに発行された株式の上場に起因していた。
- 2. Aumann 株式会社の要約された状況報告書およびコンツェルン状況報告書において, 2017年度に取締役会が作成した従属性報告書からの最終説明が含まれていない。これは株式 法第312条第3項第3文に違反する。

2020/3/30公示

tmc Content Group 株式会社

スイス. ツーク

2017年1月1日から2017年12月31日までの年次財務報告に対する誤謬公告 有価証券取引法第109条第2項第1文による公示

DPR は、tmc Content Group 株式会社の2017年12月31日決算日のコンツェルン決算書に以下の誤謬があることを確定した。

1. 2017年12月31日現在の tmc Content Group 株式会社のコンツェルン決算書で計上された、耐用年数が不確定の合計8.6百万スイスフランの帳簿価値ののれんならびに他の無形資産の評価(価値持続性)は、決算書作成時点で実施された減損テストにおける多数の方法的な誤謬により追託できない。

まず、注記の記述とは異なり、のれんは、割り当てられた資金生成単位のレベルではなく、コンツェルンレベルで価値持続性がテスト(減損テスト)されていない。他方、その使用価値算定の基になっているすべての資産と負債が簿価に含まれているわけではないため、テストされた簿価は何回も過少に測定された。さらに、耐用年数が不確定の他の無形資産の使用価値の算定には、たとえば、永久年金の価値が割り引かれなかったため、誤謬があった。

減損テストの欠陥は,のれんに関して IAS 36.80 および IAS 36.75 ff の違反,耐用年数が不

確定の他の無形資産に関して IAS 36.31(b)の違反となっている。

2. 2017年12月31日現在のコンツェルン決算書において、前会計年度の金額1.7百万スイスフランの「その他の無形資産」が適切に会計処理および説明されていない。

第1に、この取得は、IFRS 3.B7 の前提が存在するにもかかわらず、IFRS 3.3 の意味における企業結合として会計処理されていない。この点に関する限り、個々の取得資産(たとえば顧客関係など)および引継債務は、のれんとは別に認識されず、取得時の公正価値での評価も行われなかった結果、2017年12月31日現在の取得資産が IFRS 準拠のその後の会計処理に対する適切な証拠がない。これは、IFRS 3.4、IFRS 3.10 および IFRS 3.18 と併せて、IFRS 3.54 に違反する。

第2に、当該年度および前年度の「その他の無形資産」の簿価の推移は、コンツェルン附属 説明書に注記されておらず、当該決算書に耐用年数が不確定の重要な意味を持つ、取得され た無形資産(商標権「Beate Uhse TV」)に関連する記載事項は提供されていない。これは、 IAS 1.38 ff、IAS 38.122(a)および(b)と併せて、IAS 38.118(c)と(e)に違反する。

第3に、これが関連会社との取引であることは、コンツェルン附属説明書に開示されていない。これは、IAS 24.9(b)(ii)および IAS 1.38 ff と併せて IAS 24.18 に違反する。

3. 過去の取得原価とフィルムライセンスの累積的減価償却費は,5.2百万スイスフランだけ過大表示されている。これは、当該年度とその前年度においてすでに減額を認識しなければならなかったことがその理由である。これは、IAS 38.112 に違反する。

2020/3/17公示

Medigene 株式会社

マーティンスリード地区プラネック

2018年1月1日から2018年12月31日までの有価証券取引法第109条第2項第1文による公示

DPR は、Medigene 株式会社の2018年12月31日決算日の年度決算書およびコンツェルン決算書に以下の誤謬があることを確定した。

Medigene 株式会社は、年度決算書とコンツェルン決算書において、棚卸資産の帳簿価額がそれぞれ730万 ϵ と400万 ϵ だけ過大計上した。医薬品原材料の在庫量は、取締役会がこれらの棚卸資産を棚卸資産全額から短期的に分離する目的をもって持続的な処理を実施したにもかかわらず、2029年度まで続く評価に基づいて減額されていない。つまり、その減価が明確にされれば、400万 ϵ 以上だけ低く計上されたはずである。

これは、商法典第253条第4項と併せて商法典第252条第1項第4号に、また、IAS 2.28 ff. と併せてIAS 2.9 に違反する。

2020/2/26公示

これらの誤謬公告の事例をみると、誤謬公告の記載内容には詳細さの差異が認められるものの、誤謬金額が明示されている点が特徴的である。また、会計・開示ルールとして商法典や株式法のほか、IASにも言及している。さらに、誤謬の内容として、資産の評価(棚卸資産やのれんなど無形資産の減価の評価)や企業結合にかかる費用計上の問題に加えて、年度決算書と帳簿記録との不整合の問題も指摘されている。

EU に設置された欧州証券市場局(European Securities and Markets Authority: 以下, ESMA)は、証券発行者と財務諸表利用者に対して、国際財務報告基準の適切な適用に関する関連情報を提供することを目的として、(10) EECS による財務諸表の執行決定の機密データベースから抽出した執行決定の内容を公表している。2020年7月時点では、2005年12月31日の公表開始から最新の2020年度第1回目第24回抽出(2020年4月2日)まで合計261件の執行決定が公表されている。そのうち、上位10位までで問題が指摘されたIFRS/IAS は、IAS 39:金融商品一認識と測定(11.1%)、IAS 36:資産の減損(8.4%)、IFRS 3:企業結合(8.4%)、IAS 1:財務諸表の表示(7.3%)、IAS 38:無形資産(5.0%)、IAS 32:金融商品一開示(4.6%)、IFRS 7:金融商品一開示(4.2%)、IFRS 10:連結財務諸表(4.2%)である。

上記のドイツにおける PIE の会計処理にかかる誤謬公告での2020年公示事例 5 件においても、ESMA による執行決定で問題となった事例が指摘さ

⁽¹⁰⁾ 欧州執行者調整セッション(European Enforcers Coordination Sessions)。 EECS は、IFRSs に基づく財務諸表を作成する欧州経済地域(EEA)の規制市場に 上場し約6,000の発行体の監督を調整する責任を負い、IFRSs の監督責任を持つ最 大の地域執行機関のネットワークである。欧州各国の執行者は、EECS を通じて、 IFRS の適用と執行に関する経験を共有している。

⁽¹¹⁾ Cf. ESMA (2020-3). 261件のそれぞれについて,決算日,問題の範疇,関連する IFRSs に加えて,①発行者の会計処理の説明,②執行決定内容,および③執行決定の理由の3点がA4版の約1-1.5頁で記載されている。

⁽¹²⁾ ESMA (2020-2). なお,この詳細については,永見尊・内藤文雄(2020)を参照されたい。

VI. おわりに

本稿は、ESGの観点でも情報要求が増している企業情報開示の拡張について、ドイツでの状況を紹介するとともに、財務報告の質に対する公的検査による外部規制の実施状況を説明してきた。

ドイツでは、EU 規則や EU 指令による国内法の改正により、特に PIE に相当する会社のディスクロージャーに対しては、社会的な関係性を重視した、CSR、ダイバーシティー、雇用機会均等、コーポレート・ガバナンス等に関する情報提供が制度化されている状況が明らかである。

これらの情報に対しても、その信頼性を確保する視点から、従前の監査役会による監査や決算書監査人による法定監査のみならず、2005年以降には、DPRとBaFinによる公的な検査が実施されている。これらの監査や検査は、財務報告だけでなく、検証のレベルは異なるものの、非財務報告にも及んでいる。

公的な検査の結果は、検査を受けた会社が確定された会計処理の誤謬に同意すれば、連邦公告によって社会に広く公表される。公表に際しては、会社名が記載されるとともに、ある程度の詳細さをもって、会計ルール違反の事項とその根拠が説明されている。

このような会計処理の誤謬が公的機関を通じて公表されることは、PIE に相当する会社には強い牽制が働き、その情報開示姿勢だけでなく、企業経営そのものにもコンプライアンスはもとより、より広義でのガバナンスを実行するインセンティブを与えているものと推察できる。ドイツの状況は、企業情報の外部報告の拡張とそれにともなう情報の信頼性の確保について、重要な資料を提供してくれている。

参考文献

- 1) Accountancy Europe (2019), Organisation of the public oversight of the audit profession in Europe State of affairs after the implementation of the 2014 Audit Reform -, March 2018, updated in February 2019, https://www.accountancyeurope.eu/publications/organisation-public-oversight-audit-profession-europe/ (2020/1/20)
- 2) BDO Deuschland (2016), EU-Reform der Abschlussprüfung, https://www.bdo.de/de-de/services/im-fokus/eu-reform-der-abschlussprufung (2020/8/4))_o
- 3) Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin) (2017), Kreditinstitute unter BaFin bzw. EZB-Aufsicht, https://www.bafin.de/DE/PublikationenDaten/Jahresbericht/Jahresbericht2016/Kapitel7/Kapitel7_1/Kapitel7_1_1/kapitel7_1_1_node.html (2020/8/5)
- 4) Committee of European Auditing Oversight Bodies (CEAOB) (2019-1), CEAOB Annual Report 2018, 4 March 2019.
- 5) Committee of European Auditing Oversight Bodies (CEAOB) (2019–2), *Inspection Findings*, https://ec.europa.eu/info/files/191121-ceaob-subgroups-inspections-appendix-1-4_en (2019/12/10).
- 6) Committee of European Auditing Oversight Bodies (CEAOB) (2019–3), *PRESS RELEASE*, 7TH MEETING OF THE INSPECTIONS SUB-GROUP OF THE CEAOB, November 2019, https://ec.europa.eu/info/files/191121-ceaob-subgroups-inspections-summary_en (2020/3/23)
- 7) Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR) (2015), 10 Jahre Bilanzkontrolle in Deuschland (2005 bis 2015), 30. Juni 2015, https://www.frep.info/docs/DPR_10_jahre/DPR_jubilaeumsbroschuere.pdf (2019/9/26).
- 8) Deutschen Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR) (2016), Schematische Darstellung eines Prüfverfahrens, https://www.frep.info/docs/pruefverfahren/schema_ablauf_pruefverfahren.pdf, Berlin, 2016.
- 9) Deutschen Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR) (2018), Informationen zum Prüfverfahren der Deutschen Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR), https://www.frep.info/docs/pruefverfahren/info_ablauf_pruefverfahren.pdf (2020/6/20).
- Deutschen Prüfstelle für Rechnungslegung (DPR) (2019), Tätigkeitsbericht 2018, https://www.frep.info/docs/jahresberichte/2018/2018_tb.pdf (2020/2/25).
- European Commission (2020), "Reform of the EU Statutory Audit Market Frequently Asked Questions (updated version)", https://ec.europa.eu/commission/press-corner/detail/de/MEMO_16_2244 (2020/1/15)
- 12) European Parliament and the Council (EU 改正指令) (2014-1), Directive 2014/56/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, Official Journal of the European Union L 158, 27.5.2014, pp. 196-226.

- 13) European Parliament and the Council (EU 規則) (2014-2), Regulation (EU) No 537/2014 of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities and repealing Commission Decision 2005/909/EC, Official Journal of the European Union L 158, 27.5.2014, pp. 77-112.
- 14) European Securities and Markets Authority (ESMA) (2019), Report: 23rd Extract from the EECS's Database of Enforcement, 16 Jyly 2019, https://www.esma.europa.eu/ press-news/esma-publishes-23rd-extract-eecs-database (2020/1/15).
- 15) European Securities and Markets Authority (ESMA) (2020-1), Audit Regulation, https://www.esma.europa.eu/regulation/corporate-disclosure/audit-regulation (2020/4/9).
- 16) European Securities and Markets Authority (ESMA) (2020-2), IFRS Supervisory Convergence, https://www.esma.europa.eu/convergence/ifrs-supervisory-convergence (2020/4/10).
- 17) European Securities and Markets Authority (ESMA) (2020–3), Report: 24th Extract from the EECS's Database of Enforcement, 2 April 2020, https://www.esma.europa.eu/document/24th-extract-eecs%E2%80%99s-database-enforcement (2020/4/6).
- 18) European Securities and Markets Authority (ESMA) (2020-4), Who We Are, https://www.esma.europa.eu/about-esma/who-we-are (2020/4/9).
- 19) Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland (IDW) (2018), IDW-Positionspapier "Trendwatch externes Reporting" zu Bestandteilen der externen Berichterstattung und zur Reichweite ihrer Prüfung, https://www.idw.de/blob/106766/dbfa391772c951018387d 9720bf6b6c0/down-positionspapier-externes-reporting-data.pdf (2020/7/15)
- 20) Hönsch, Henning (Leiter Aufsichtsräte, PwC Germany) (2016), "Unternehmen von öffentlichem Interesse", 19 August, 2016, https://www.pwc.de/de/abschlusspruefungsreform/unternehmen-von-offentlichem-interesse.html (2020/8/11).
- 21) Wirtschaftsprüferkammer (WPK) aktuell (2016), Abschussprüfungsreformgesetz (AReG) Handelsrechtliche Neuerungen für Prüfer von Non-PIE, 30. Mai 2016, https://www.wpk.de/fileadmin/documents/Neu/WPK_aktuell_Mitgliederinformation_Handelsrechtliche_Aenderungen_AReG_Pruefer_Non-PIE.pdf (2020/8/4).
- 22) 内藤文雄(2015),「ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響」,『甲南経営研究』,第55巻第4号,2015年3月,69-103頁。
- 23) 内藤文雄(2017),「監査の質の保証・監督に関するドイツ決算書監査制度改革の 含意」,『産業経理』,第77卷第3号,2017年10月,41-58頁。
- 24) 内藤文雄(2019),「監査の質の確保に対するドイツの公的規制と処分結果の状況」, 『甲南経営研究』、第59巻第4号、2019年2月、25-66頁。
- 25) 内藤文雄(2020),「PIE 企業に対するドイツ会計検査制度の概要と検査結果分析」, 『甲南経営研究』,第60巻第4号,2020年2月,25-80頁。

26) 永見尊・内藤文雄(2020),「法定監査に関するEU規制-経緯・内容・実施状況-」,『三田商学研究』(慶應義塾大学),第63巻第3号,2020年10月予定,13-33頁。